

## 交渉結果説明書

件名	2015年賃金確定等要求書	
提案日	平成27年10月26日	
提案の概要	<p>・平成27年度千葉県人事委員会勧告に準じ、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の引上げ、民間の支給割合に見合うよう勤勉手当の0.1月分引上げのため、平成28年第1回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。</p>	
交渉日	労使の別	主張の要旨
H27.11.18 H27.12.28 H28.1.20	当局側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度の千葉県人事委員会の勧告に準じたい。</li> <li>・平成28年第1回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。</li> </ul>
	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は今まで、千葉県人事委員会勧告に準拠してきた経緯から、すみやかに給料表を提示し、4月に遡り実施すること。</li> <li>・勤勉手当を0.1月引上げること。</li> </ul>
<b>交渉結果（合意内容）</b>		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度千葉県人事委員会の勧告を受け、平成27年4月1日に遡り給料表を改定するため、平成28年第1回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程する。</li> <li>2 平成27年12月期の勤勉手当支給月数を0.75月から0.85月に引上げる。（年間期末・勤勉手当支給月数4.10月から4.20月）</li> <li>3 平成28年度以降の期末・勤勉手当支給月数は、6月期末手当1.225月、6月勤勉手当0.80月、12月期末手当1.375月、12月勤勉手当0.80月とする。</li> <li>4 給与改定の差額分及び勤勉手当の差額分は、平成28年3月30日に支給する。</li> </ol>		